

常勤役員の報酬等に関する規程

制定 昭和60年12月6日

改正 平成3年3月18日

改正 平成18年3月17日

改正 平成21年3月13日

(目的)

第1条 この規程は、常勤役員の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬等)

第2条 常勤役員に、報酬及び賞与を支給する。

2 報酬及び賞与については、会長が決定する。

3 栃木県から派遣される常勤役員については、前項の規定にかかわらず、県職員の給与に関する規定を準用する。

(支給方法)

第3条 報酬及び賞与の支給方法は、給与規程の適用をうける職員の例による。

附 則

1 この規程は、昭和60年12月6日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成3年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成18年3月17日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成21年3月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

常勤役員の報酬等に関する規程の取扱いについて

制定 平成21年4月1日

会長が決定する常勤役員の報酬については、次のとおりとする。

1. 栃木県を退職した役員については、県から毎年度送付される「県職員のOB報酬について」を参考に、通勤手当相当額を加算し、報酬額を決定する。
2. その他の常勤役員についても、前項に準じて決定する。